

報告第4号

地方自治法第180条第1項の規定により指定された契約金額の
増減の専決処分をしたことの報告について

上記の報告をする。

令和8年5月22日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

地方自治法第180条第1項の規定により指定された契約金額の
増減の専決処分をしたことの報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により指定され
た契約金額の増減について、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定
により報告する。

記

- 1 件名及び契約名 令和7年第3回杉並区議会定例会において議案第64号に
より議決を得た「杉並区立杉並保健所等受変電設備取替そ
の他工事」
- 2 金額の変更 議決を得た契約金額 金130,900,000円
変更後の契約金額 金141,482,000円
契約金額の増額 金10,582,000円
- 3 変更理由 工事着手後、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネル
ギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）
に基づく日本産業規格（JIS）の変更に伴う変圧器の価
格上昇により、契約変更の必要が生じたため。
- 4 専決処分年月日 令和8年4月24日